

専門部会の改廃（案）

1. 趣旨

○平成30年以降、国の「米政策の見直し」により、生産目標数量が廃止されるとともに、人口減少による需要の継続的減少に対応した「需要に応じた米の生産・販売」が最も重要な取り組みとなり、水田農業に対する政策も入り口対策と消費拡大に重点をおくものに変化してきており、非主食用米も含めた水田フル活用の実践がますます重要となってきた。

○これらの動向をふまえ、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議としても飼料用米・加工用米・輸出用米等の非主食用の生産拡大対策を中心に検討する専門部会を新たに設置し、他の専門部会は「30年以降の水田農業のあり方検討専門部会」を除き、すべて廃止し、その機能を新たな専門部会に統合する。

2. 新たな専門部会

「飼料用米・加工用米・輸出用米等拡大対策検討専門部会」とし、設置要領等は別添のとおり。

3. 廃止・統合する専門部会

- (1) 米需給情報専門部会
- (2) 飼料用米専門部会
- (3) W C S 専門部会

以上

<添付資料>

○「飼料用米・加工用米・輸出用米等拡大対策検討専門部会」設置要領（案）

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

飼料用米・加工用米・輸出用米等拡大対策検討専門部会設置要領（案）

第1 目的

人口減少による継続的な需要量減少に対応し、主食用米と非主食用米とをあわせた水田フル活用による安定的な所得の確保は、今後の福島県水田農業の基本となる。

このため、飼料用米・加工用米・輸出米等の安定的な生産拡大に向け必要な対策および推進方法の検討をおこなうため「飼料用米・加工用米・輸出米等拡大対策検討専門部会」（以下、「専門部会」という。）を設置する。

第2 事業内容

専門部会は、次の事項について検討し対応策を取りまとめる。

- (1) 飼料用米・加工用米・輸出米等の生産・流通実態の分析
- (2) 飼料用米・加工用米・輸出米等の生産拡大方針
- (3) 飼料用米・加工用米・輸出米等の生産拡大に必要な施策
- (4) その他関連する事項

第3 構成員等

1 専門部会は次に掲げる者により構成する。

- (1) 福島県
- (2) 福島県農業協同組合中央会
- (3) 全国農業協同組合連合会福島県本部
- (4) 福島県米穀肥料協同組合
- (5) 福島県米麦事業協同組合
- (6) 福島第一食糧卸協同組合
- (7) 飼料用米・加工用米・輸出米等に取り組む方針作成者・地域農業再生協議会

なお、アドバイザーとして東北農政局福島県拠点を上記に加える。

2 部会長が必要と認めるときは、前項に掲げる構成員以外の者に出席を求めることができる。

第4 運営

- 1 専門部会には部会長を置き、福島県水田畑作課長を充てる。
- 2 部会長は部会を代表し、会務を統括する。
- 3 事務局は、福島県農林水産部水田畑作課及び福島県農業協同組合中央会において水田農業を担当する部署に置く。

第5 雑則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は部会長が部会に諮って定める。

附 則

本要領は令和3年〇月〇日より施行する。